

PTA等共済法だより

第53号
2017/6/30発行
(原則毎月末発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課PTA等共済室
(編集：吉谷 正)

■ PTA等共済法研修会を実施。16自治体から20名、26団体から58名の参加！



自治体向け研修では、全体の7割の方が新任ということもあり、PTA等が実施する保険や共済の制度の全体概要とPTA等共済法のポイント解説を行いました。また、これから指導監督の業務にあたる方向けに、指導・監督の考え方や進め方の基本的な内容を説明しました。団体向け研修では、新任の会長/理事長、事務局長も多かったこともあり、PTA等共済法のポイント解説を中心に説明しました。また、改正個人情報保護法の施行をふまえ、改正法の内容や共済事業における対応について説明しました。今回は、会場の関係からグループ討議を実施することができず、座学中心の研修となりましたが、事前提出された質問に対する質疑応答のコーナーを設けました。運営上の課題や疑問点についての質疑の他、これから共済事業を検討している団体からの質問にもお答えすることができました。

■ 共済法と関連する法律やその主な規定 (第3回 一般法人法 /全12回) New!

PTA等共済法に基づく共済事業を実施するためには、法第3条の認可を受ける必要があります。また、認可申請を行う者の前提として、法人格を有していることが必要です。このうち一般社団法人又は一般財団法人を規定している法律が「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年6月2日法律第48号、以下「一般法人法」という。)」です。

旧制度の公益法人である社団法人や財団法人は、改正前の民法第34条に基づいて主務官庁の許可を得て設立されておりましたが、法人運営については法律上詳細な規定がなく、主務官庁が立入検査も含め監督していました。また、法人設立・運営のための要件は、各主務官庁の裁量権に委ねられており、主務官庁ごとにばらつきがありました。そこで、民間非営利部門の活動の健全な発展を促し、民による公益の増進に寄与すること、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題を解決することを目的に新しい公益法人制度に移行することになりました。その根拠となるものが、いわゆる「公益三法」と言われるもので、その一つが一般法人法です。この他に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号。）」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年6月2日法律第50号。)」があります。

一般法人法では、法人の設立、定款や理事・監事・理事会・総会/評議員会等の機関設計や役割と責任、運営と管理他について規定されています。準則主義といいますが、法の定める要件を充足さえすれば、許認可を待つことなく、法人を設立することができます。新制度では、法人の設立と公益性の判断(認定)は、切り離されています。

共済団体は、認可事業の実施主体である前に、新公益法人として、その運営についてこの一般法人法を遵守する必要があります。

社団法人や財団法人から一般社団法人や一般財団法人へと移行した法人を「移行法人」と呼ぶこともあります。移行法人は、公益目的財産額に相当する金額を公益目的のために消費していくこととなります。これは、これまで公益法人として寄附や税制優遇等を受けて形成してきた財産が、事業内容や残余財産の帰属が法人自治に委ねられる一般法人に移行することにより無制限に公益以外に消費されることは適当ではないとの考え方によるものです。



公益認定等委員会事務局資料を参考に
<https://www.koeki-info.go.jp/>

■ FAQ Q: 共済団体から業務報告書の提出を受けました。今後どのような対応を想定すればよいでしょうか。

A: 法第14条及び規則28条から第32条の規定に基づき、共済団体は、毎事業年度終了後三月以内(3月末決算ならば6月末まで)に行政庁に対して業務報告書を提出することとされています。前年度分の共済事業がどのようなものであったかを確認する必要があり、文科省では年1回の立入検査を行うようにご説明させていただいております。立入検査の実施に向けて、業務や財務状況について、不明な点やさらに確認したい点等がある場合は、ヒアリングを実施したり、追加資料の提出を求める等の対応が必要になります。共済団体では、2~3月は契約や決算等で多忙になったり、イベント等の実施も予定していると思われるため、まずは、立入検査の日程を共済団体と調整しておく必要があります。事前提出資料を求める場合には、準備する期間も考慮する必要があります。なお、決算書の見方、立入検査の方法等についてもお気軽にお問合せ下さい。また、共済室では、立入検査の実施に関しての支援も実施しております。

■ おしらせ

- 平成29年度に役員向け研修会を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、お早目に御相談下さい。共済法や共済事業全般に関する内容の他、共済規程の説明、諸課題の支援、5/30に完全施行された改正個人情報保護法の事業者に課せられた義務の逐条解説、共済事業における個人情報管理についても説明いたします。
- 総会等で理事や監事等の就任や退任があった場合は、届出が必要になります。定款変更も届出が必要です。
- 担当者の御連絡及び共済事業の認可申請の意向調査に御協力いただきありがとうございました。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室まで御連絡ください。
「悩むより電話一本共済室」一緒に解決していきましょう。

<次号の発行予定：7月31日>

(おことわり)本誌は、共済団体-教育委員会-文科省間の情報共有ツールとして発行しているものです。それ以外の目的での転用・引用・転載・複製・Web上へのアップロードを一切禁止いたします。お問い合わせについても関係者のみ対応させていただきます。

■ 共済団体の紹介～Renewal!

一般社団法人埼玉県PTA安全互助会(共済事業開始:平成23年4月)

今昔物語 平成23年1月1日にPTA等共済法が施行されてから7年……。当時、任意団体だった当会は、認可を受けるべく一般社団を取得し、県から認可をいただけるよう書類を整えるため、共済専門のコンサルタントに依頼し、二人三脚で年末年始返上して提出書類一式が出来上がりました。役員の方々も、完成した書類の内容を知り、こんなに大変かとは思わなかったと……。平成23年3月4日に県からの認可が下りました。

暗闇の中で、一艘の舟がよろよろと共済事業という海に漕ぎ出しました。

そして、今。文科省の吉谷係長が、共済事業の認可を取るための書類のモデル例やタイムスケジュール、様々な法律との関連事項・留意点などが準備され、これから認可を受ける団体にとっては、痒いところに手が届く状態になっています。素晴らしいことと感じています。もし、共済事業をこれから取り組みたいという団体があれば、迷わず「今でしょ。」と心から伝えたいと思っています。

暗闇だった海は、大きな灯台の光を受け、一艘だった舟が同じ目的を持つ多くの船団となり、力強く航海を続けるようになりました。(事務局長 森屋敏江)

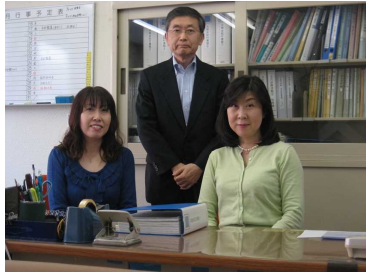


共済等説明会の様子

一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会(共済事業開始:平成23年4月)

「一般財団法人埼玉県高等学校安全振興会」は、PTA・青少年教育団体共済法に基づき、平成23年4月、全国に先がけて設立されました。

今年で設立7年目に入ります。相変わらず、評議員会・理事会の運営での定足数の確保や、公認会計士による監査、県の立入検査等、何かと気を遣うことが多いですが、ほぼ順調に推移しています。ただ、年々、県の検査が厳しくなってきたこと、共済金の普通見舞金の支払が徐々に増えていることなど、課題も多くなってきました。見舞金の支払いが多くなるということは、ある意味で、保護者に会の存在が従来以上に認知されたことの証左ではありますが、一方で、支払能力の限界を認識させることにも



左から黒淵さん、細田局長、大熊さん

繋がりが、迅速な対応が求められることとなります。近年、そういう状況が続いたため、理事会、評議員会、校長会、高P連等のご理解を得て、今年度から会費値上げに踏み切りました。今回の値上げで、収支状況は一時的に改善されることになるとは思いますが、根本的な課題として想定される、子供たちの体力、耐性、運動神経の低下状態を改善する抜本的な対策を考えて、地道に取り組んでいかないと、また同じことになると感じています。とは言え、文科省の吉谷係長始めPTA等共済室の皆さん、並びに県教委の皆さんの日頃からの丁寧なご指導・ご援助があってこそ、本事業がここまで継続できていると、とても感謝しております。ありがとうございます。(事務局長:細田幸一)

PTA等共済室

- 6月 1日(木)平成29年度第1回PTA共済法研修会(自治体向け)(渡辺室長、佐藤補佐、吉谷、三島、草野)
- 6月 2日(金)平成29年度第1回PTA共済法研修会(自治体向け)(佐藤補佐、吉谷、三島、草野)
- 6月 3日(土)全国国立大学附属学校PTA連合会総会・創立65周年記念式典(有松局長、佐藤補佐、吉谷、三島)
- 6月23日(金)日本PTA全国協議会定時総会(松野大臣、有松局長、西井課長、佐藤補佐、吉谷、三島、草野)
- 6月24日(土)全国高等学校PTA連合会定時総会(神山審議官、佐藤補佐、吉谷)



改正個人情報保護法について説明する吉谷

6月2日(金)自治体担当者向け研修会



6月1日(木)自治体担当者向け研修会

やさしく学ぼうPTA等共済法 シリーズ⑬「新公益法人制度」完成!

新しい公益法人制度移行後に役員や担当になられた方向けの内部研修等に是非活用下さい。公益三法とは?公益目的支出計画とは?赤字を出し続ける?留意すべきポイント等。いまさら聞けない公益法人制度。問い合わせは共済室まで。



■ 編集後記 「毎日かあさん」の西原理恵子さんが「卒母」宣言をして話題となっている。人気漫画家の一言に「いつまで子どもの面倒を見るべきか」「子離れはできるのか」等母親だけでなく父親も悩むところである。西原さんは、大学生の息子と16歳の娘さんがいる。もう少し世話がかかりそうである。前号のラーメン男子2人の時に、大学2年の息子に「働く」という事をどう考えているか投げかけてみた。翌日、今のバイト経験を基にして約500文字の回答があった。真面目に取り組んでくれ嬉しかったが、内容にも感動した。回答のポイントはこうである。「①まずはお金を稼ぐことにある。②バイトを通じて社会に出るためのコミュニケーション能力を養う。③仕事ができるようになると信頼を受け、また仕事を任せてもらえる。」父も働く意味は稼ぐことと思っている。卒母の西原さんも、稼ぐ力、生きる力が備わったら、母親としては卒業できるのではないかと思っているらしい。前回の男子2人は、働いてすぐに現実と自分の理想や価値観とやらを比較し、ギャップに悩んでいたが、働いているうちに身につくこともある。仕事を任せられ、評価されることによってさらに前は開けてくるものである。我が子も稼ぐ力も生きる力も身につけてきているようである。慌てることなく、目の前の課題を一つずつクリアしていけばよい。(PTA等共済室:天職と言うべき仕事を見つけるまで20数年かかった吉谷)